

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	18	担当課	消防防災安全課
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項	35-1	許認可等の内容	保安検査
<p>高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号) (保安検査)</p> <p><u>第35条 第1種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設(経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。)について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>一 特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣の指定する者(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合</p> <p>二 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者(以下「認定保安検査実施者」という。)が、その認定に係る特定施設について、第39条の11第2項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合</p> <p>2 前項の保安検査は、特定施設が第8条第1号の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。</p> <p>3 協会又は指定保安検査機関は、第1項第1号の保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>4 <u>第1項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済産業省令で定める。</u></p> <p>[参考条文] (法第35条第4項 保安検査の方法)</p> <p>(1) 一般高圧ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第53号)第82条</p> <p>(2) 液化石油ガス保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第52号)第80条</p> <p>(3) コンビナート等保安規則(昭和61年12月13日通商産業省令第88号)第37条</p> <p>(4) 冷凍保安規則(昭和41年5月25日通商産業省令第51号)第43条</p> <p>(5) 保安検査の方法を定める告示(平成17年3月30日経済産業省告示第84号)</p>					